

## 規制シート

080197100340001

2019/2/14

規制の名称	預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保等を図るための規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	預金保険法（昭和46年法律第34号）	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	企画市場局 信用制度参事官 岡田 大
規制目的	預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置、金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資すること		
規制内容の概要	金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等	関連する予算	
規制の最近の改廃経緯	内閣総理大臣が我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときに講ずることができる「金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置」に関する規定の整備等を行うこととした（金融商品取引法等の一部を改正する法律（2013年6月19日公布））。	関連する政策評価結果	
規制を維持、改革又は新設する理由	金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立することにより、信用秩序の維持に資することが可能となるため、規制を維持することが妥当。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
（規制を改革する場合の改革の方向性）			
見直し条項			
次の見直し時期	2023年度		